タクソノミーと開示

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

シンガポール・アジア・タクソノミー

タクソノミーとは、どの経済活動がサステナブルとみなされるかを定める分類体系です。それは、グリーン・ラベル、補助金の適格性および開示が依拠する辞書の役割を果たします。シンガポールのタクソノミーは、MASが招集した業界団体であるグリーン・ファイナンス産業タスクフォース（Green Finance Industry Taskforce）が、2021年1月、2022年5月、2023年2月、そして石炭火力の段階的廃止の基準については2023年6月と、4回にわたる意見公募を経て作成しました。MASはその成果であるサステナブル・ファイナンスのためのシンガポール・アジア・タクソノミー（Singapore-Asia Taxonomy for Sustainable Finance）を、ドバイで開催された気候変動会議COP28の期間中の2023年12月3日に公表しました。[1]

このタクソノミーは、エネルギー、不動産、運輸、農業・林業または土地利用、産業、情報通信技術、廃棄物・循環経済、そして炭素回収・貯留という八つの重点セクターを対象としています。活動は信号機方式によって分類されます。グリーンの活動とは、排出量がほぼゼロで運営されているか、2050年までのネットゼロに向けた経路上にある活動です。アンバーの

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

活動とは移行活動であり、定められた期間内にグリーンへと移行するか、短期的に大幅な排出削減を可能にする活動です。それ以外はすべて対象外とされますが、MASは、この区分が必ずしも重大な害を示すものではないことを強調しています。[2]

アンバーのカテゴリーは、このタクソノミーの主要な革新です。MASはこの制度を、世界初の複数セクターにわたるトランジション・タクソノミーと説明しています。欧州連合のタクソノミーは基本的に二者択一であり、ある活動は適合しているか、そうでないかのいずれかです。二者択一の制度は、電力セクターの脱炭素化がすでに相当進んだ経済には機能します。しかし、石炭がなお発電量の60%近くを占め、石炭火力発電所の平均使用年数が15年未満である地域にはなじみません。[3] アンバーのカテゴリーにより、銀行は信頼性のある中間段階への資金提供にラベルを付し、計上することができます。二者択一のタクソノミーでは、こうした資金提供は分類されないままとなります。

さらに二つの特徴に触れておく必要があります。措置ベースのアプローチにより、活動全体がまだグリーンの基準を満たしていない場合でも、特定の脱炭素化投資を適格とすることができます。また、1.5℃シナリオに沿った石炭火力発電所の早期廃止に関する事業体レベルおよび施設レベルの基準は、廃止される発電所の電力を同一の送電網内でクリーン・エネルギーによって完全に代替すること、そしてその発電所が公正な移行計画を有することを求めています。[4] これにより、石炭火力発電所の閉鎖への資金提供は、定められた条件の下で、サステナブルな活動となります。この考え方は、タクソノミーを後述するトランジション・クレジットと結び付けるものです。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

相互運用性とASEANタクソノミー

シンガポールだけが用いるタクソノミーは、地域の金融センターにとって価値が限られます。そこでMASは、シンガポール・アジア・タクソノミーを、サステナブル・ファイナンスに関する国際プラットフォーム（International Platform on Sustainable Finance）のコモン・グラウンド・タクソノミー（Common Ground Taxonomy）に対応付ける作業を開始しました。コモン・グラウンド・タクソノミーは、EUタクソノミーと中国人民銀行のグリーンボンド支援プロジェクト目録（Green Bond Endorsed Project Catalogue）を対象としています。シンガポールはまた、同様の信号機方式を用いるサステナブル・ファイナンスのためのASEANタクソノミー（ASEAN Taxonomy for Sustainable Finance）の策定にも参加しています。ASEANタクソノミーの第4版は2025年11月に意見公募に付され、六つの重点セクターと三つの実現セクターを対象としています。[5]

実務上の指針がこれに続きました。シンガポール・サステナブル・ファイナンス協会は2025年7月7日にタクソノミーの利用に関する実務ガイダンスを公表し、MASは第2版に向けた見直しを開始しました。その完了は2026年末が目標とされています。中国との協力は注目に値します。中国の発行体や投資家がシンガポールでますます存在感を高めているからであり、これは第I部第II章のテーマです。2023年には中国・シンガポール・グリーン・ファイナンス・タスクフォース（China-Singapore Green Finance Taskforce）が設置されました。2026年9月17日に南寧で開催された第4回会合において、MASと中国人民銀行は、タクソノミーの相互運用性をグリーンの活動から移行活動へと拡大することで合意し、適応ファイナンスと国境を越えた炭素市場の連結について協議しました。[6]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

上場企業および大企業による気候関連報告

タクソノミーは何がグリーンかを定義します。開示規則は、企業が実際に何を行っているかを投資家に伝えることを求めます。シンガポール取引所（Singapore Exchange）は、2017年に終了する事業年度から、上場発行体に「遵守せよ、さもなくば説明せよ」の原則に基づく年次サステナビリティ報告を導入し、その後、特定業種の発行体について気候関連報告を義務化しました。次の段階は、国際サステナビリティ基準審議会が定めるグローバル・ベースラインの採用でした。同審議会のサステナビリティ関連開示全般と気候に関する最初の二つの基準は、2023年6月に公表されています。[7]

会計企業規制庁（Accounting and Corporate Regulatory Authority）とSGX RegCoは、2024年初頭、これらの基準に基づく気候関連報告を義務化すると発表しました。[8] すべてのSGX上場発行体は、2025年1月1日以降に開始する事業年度について、スコープ1およびスコープ2の温室効果ガス排出量を報告しなければなりません。その他の気候関連開示は段階的に導入されており、まずストレーツ・タイムズ指数（Straits Times Index）の構成銘柄が2025年度から対象となり、2026年度からはスコープ3排出量が加わります。時価総額10億シンガポールドル以上のその他の上場企業は2028年度から、残りの上場企業は2030年度から続きます。年間売上高が10億シンガポールドル以上かつ総資産が5億シンガポールドル以上の企業と定義される大規模な非上場企業は、2030年度から遵守しなければなりません。[9] これらの遅い期日は、2025年8月に発表された見直しを反映したものです。この見直しにおいて、ACRAとSGX RegCoは気候関連報告および保証の期限を延長し、小規模な発行体と非上場企業により多くの時間を与えました。

この見直しは、他の地域で採られたアプローチと軌を一にしています。欧州連合は2025年2月に提案されたオムニバス・パッケージにより企業サステナビリティ報告指令の適用範囲を縮小し、スイスは欧州の決定を待つ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

間、気候関連報告令の改正を停止しました。[10] シンガポールにとって、懸念は競争力にありました。アジアで最も厳しい義務を課す小規模な上場市場は、より緩やかな制度を持つ取引所に発行体を奪われるおそれがあります。この問題は第K部第III章で検討します。当局は、国際的な投資家を引き付ける最大規模の企業については完全な開示を維持し、その他の企業にはより多くの時間を与えました。

監督上の期待：環境リスクと移行計画

金融機関にとって決定的な規則は監督上のものです。MASは2020年12月に環境リスク管理に関するガイドライン（Guidelines on Environmental Risk Management）を、銀行、保険会社および資産運用会社向けの別々の版として公表しました。[11] ガイドラインは、取締役会と上級経営陣が環境リスクを監督し、金融機関がそれをリスク管理とポートフォリオの意思決定に組み込み、国際的な枠組みに沿って開示することを期待しています。これらはMASの一般的な監督権限に基づくガイドラインです。違反それ自体は犯罪を構成しませんが、金融機関のリスク管理および経営陣の適格性に関するMASの評価に影響を与えます。[12]

ストレステストも同じ道をたどりました。2018年の業界全体のストレステストでは、保険会社がシンガポールにおける極端な洪水シナリオにさらされ、2022年の実施では長期的な気候シナリオが含まれました。2026年3月、MASは環境リスク・ガイドラインの補遺として移行計画に関するガイドラインを、ここでも銀行、保険会社および資産運用会社向けの版として公表し、枠組みを完成させました。[13] 移行計画ガイドラインは、金融機関に対し、顧客や投資先企業が低炭素経済にどのように適応しているかを考慮し、エンゲージメントを主要な手段として用いるよう求めています。撤退は、エンゲージメントが失敗した場合に限られます。[14] このアプローチは地域戦略を反映しています。炭素集約型のアジアの顧客から単に撤退する銀行は、自らの報告上の排出量を減らすことはできても、地域の排出量を減らすことにはならないからです。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

注

1. MAS、前掲*Sustainability Report 2022/2023*。2021年1月、2022年5月および2023年2月の意見公募、ならびに2023年6月の石炭火力の段階的廃止の基準に関する意見公募について。MAS, “MAS Launches World’s First Multi-Sector Transition Taxonomy”, メディアリリース, 2023年12月3日, mas.gov.sg（2026年11月最終閲覧）。“four rounds of public consultation”について。 ↩
2. MAS、前掲2023年12月3日付メディアリリース。八つのセクターを列挙し、グリーン、アンバーおよび対象外の各カテゴリーを定義しており、対象外であることが必ずしも重大な害を示すものではないと付言している。 ↩
3. MAS, “Transition Credits”, mas.gov.sg/development/sustainable-finance/transition-credits、2025年11月19日最終更新（2026年11月最終閲覧）：石炭は“nearly 60% of power generation in the region”を占め、アジアの石炭火力発電所の平均使用年数は15年未満である。 ↩
4. MAS、前掲2023年12月3日付メディアリリース。“encourage capital investments into decarbonisation measures”ことを目的とした措置ベースのアプローチ、ならびに発電量を“fully replaced with clean energy within the same electricity grid”こと及び公正な移行計画を求める石炭火力の段階的廃止の基準について。 ↩
5. MAS、前掲2023年12月3日付メディアリリース。当時まだ完了していなかったIPSFコモン・グラウンド・タクソノミーへの対応付けについて。— MAS, *Sustainability Report 2025/2026*, “A Vibrant Sustainable Finance Ecosystem: Strategy”, mas.gov.sg、2026年7月27日最終更新（2026年11月最終閲覧）：ASEANタクソノミー第4版は2025年11月に意見公募に付され、六つの重点セクターと三つの実現セクターを対象とする。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

6. MAS、前掲*Sustainability Report 2025/2026*, "Strategy"：SSFAの実務ガイダンスは2025年7月7日に公表。SAT 2.0の見直しは2026年に開始され、2026年末までの完了が目標とされる。— MAS、前掲*Sustainability Report 2025/2026*, "Strategy"。2023年のタスクフォース設置と2025年7月にシンガポールで開催された第3回会合について。MAS, "MAS and PBC Strengthen Cooperation at the 4th Singapore-China Green Finance Taskforce Meeting", メディアリリース, 2026年9月18日, mas.gov.sg（2026年11月最終閲覧）：会合は2026年9月17日に南寧で開催。タクソノミーの相互運用性をグリーンの活動から移行活動へ拡大する計画。適応・強靭性および国境を越えた炭素市場の連結に関する協議。 ↩

7. SGX上場規則（Listing Rules）711Aおよび711B、ならびにPractice Note 7.6：2017年度から「遵守せよ、さもなくば説明せよ」の原則に基づくサステナビリティ報告。2022年度から特定業種について気候関連報告の義務化を段階的に導入。— IFRS Foundation, IFRS S1およびIFRS S2、2023年6月26日公表。 ↩

8. ACRAおよびSGX RegCo、気候関連報告の義務化に関する2024年2月の共同発表（当初の予定には、大規模な非上場企業について2027年度から、上場発行体のスコープ3報告について2026年度からとする内容が含まれていたとされる）。 ↩

9. MAS, "Regulatory and Supervisory Approach", mas.gov.sg/development/sustainable-finance（2026年11月最終閲覧）："All SGX-listed issuers are required to report Scope 1 and 2 greenhouse gas emissions"とされ、2025年1月1日以降に開始する事業年度から適用。その他の気候関連開示は段階的に導入され、まずストレーツ・タイムズ指数構成銘柄が2025年度から対象となる。— Accounting and Corporate Regulatory Authority, "Sustainability Reporting", acra.gov.sg/regulations/sustainability-reporting、2026年7月27日最終更新（2026年11月最終閲覧）："Listed companies and Large non-listed companies (Large NLCos) need to comply from FY2025 and FY2030, respectively." — ACRA, "Sustainability reporting and assurance requirements", acra.gov.sg/regulations/sustainability-reporting/

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

requirements-timeline（2026年11月最終閲覧）：STI構成銘柄のスコープ3は2026年度から。時価総額10億シンガポールドル以上（2025年6月30日時点）の非STI発行体のその他のISSBベースの開示は2028年度から、それ以外は2030年度から。非STI発行体および大規模な非上場企業のスコープ3は追って通知があるまで任意。大規模な非上場企業の基準は売上高10億シンガポールドルおよび総資産5億シンガポールドル。スコープ1およびスコープ2排出量の限定的保証は2029年度（上場企業）および2032年度（大規模な非上場企業）から。期限の延長は2025年8月にACRAおよびSGX RegCoが発表。 ↩

10. Ressos, *Genève, place financière internationale*, 第K部第II章（“La finance durable”）、連邦の枠組みおよび欧州連合に関する節。2025年2月26日のOmnibus Iパッケージ、および気候関連報告令の改正を停止した2025年6月の連邦参事会の決定を引用。 ↩

11. MAS、前掲“Regulatory and Supervisory Approach”：Guidelines on Environmental Risk Managementは2020年12月に公表され、銀行、保険会社および資産運用会社向けのセクター別の版がある。 ↩

12. MAS Guidelines on Environmental Risk Management for Banks, Insurers and Asset Managers（2020年12月8日）、ガバナンス、リスク管理および開示に関する節。法的根拠は各ガイドラインの表紙に記載されている。 ↩

13. MAS、前掲“Regulatory and Supervisory Approach”：保険会社向けに極端な洪水シナリオを用いた2018年の業界全体のストレステスト（Industry-Wide Stress Test）。長期的な気候シナリオを用いた2022年の業界全体のストレステスト。— MAS、前掲“Regulatory and Supervisory Approach”：移行計画に関するガイドラインは2026年3月にENRMガイドラインの補遺として公表され、銀行、保険会社および資産運用会社向けのセクター別の版がある。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

14. MAS Guidelines on Environmental Risk Management (Transition Planning)、2026年3月：顧客および投資先企業とのエンゲージメントを重視し、投資の引揚げや撤退は最後の手段とする。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.